

## 理事・監事候補推薦規程

(平成28年1月22日理事会議決)  
(平成29年3月3日理事会一部改訂)  
(平成31年1月18日理事会一部改訂)

### 総則

第1条 公益社団法人日本生体医工学会（以下本会という）定款第22条に定める理事・監事の推薦については、定款に定めるもののほか、この規程による。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、理事・監事は、総会で選出されるので、理事会は、本規程に従って総会に推薦する理事・監事候補を決定する。

### 理事および監事候補者推薦に関する委員会

第2条 理事および監事候補者を推薦するため、本会に委員会（以下推薦委員会）を置く。

- 2 推薦委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
  - 1 非改選の理事 1名
  - 2 正会員 3名以上10名以内
  - 3 推薦委員会の委員長は本条第2項第1号の委員をもって充てる。
  - 4 本条第2項第2号の委員は推薦委員会委員長が選任する。
  - 5 委員長は理事監事候補者推薦に関する業務を統括する。

第3条 推薦委員会は、次の各号に規定する職務を行う。

- 1) 代議員による理事および監事候補推薦に関する投票を取りまとめる業務を行い、その結果を総会に報告する。

第4条 代議員の投票の結果推薦された候補者は、総会にて審議の上、理事および監事として選出される。

### 理事および監事候補の推薦

第5条 理事は毎年半数を改選する。

2 理事候補者定員数9名の構成は、M系理事3名、E系理事3名および、M系とE系を区別しない手続により推薦される理事3名とする。

第6条 理事候補推薦の有権者は全代議員とする。

2 理事候補の対象者は、全代議員から非改選理事および就任期間が連続2期を越える改選理事および監事を除いたものとする。

第7条 代議員は前条の対象者名簿の中から次の手続きによって無記名投票する。

- 1) M系被選挙権者4名以下の連記
- 2) E系被選挙権者4名以下の連記

第8条 推薦委員会は、理事候補の対象者をM系とE系に分け、それぞれ得票数の順に配列し、上位から3名を新理事候補者として推薦する。

2 前項の当選者を除き、M系とE系を区別せずに得票順に再配列し、上位3名を新理事候補者として推薦する。

3 前項と前々項において最下位に同点者がある場合は、入会承認順（再入会の場合は、再入会時）に新理事候補者として推薦する。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

4 理事会は、第1項から第3項で推薦された候補者以外に、支部間の理事数の分布や大学・企業間のバランスを取るために、定款に定める理事人数以内で代議員から新理事候補者を推薦することができる。

第9条 監事は毎年1名または2名を改選する。

2 改選される監事がM系の場合はM系より、E系の場合はE系より、M系とE系を区別しない手続により推薦された場合はM系とE系を区別せず新監事候補者とする。

第10条 監事候補推薦の有権者は全代議員とする。

2 監事候補の対象者は、改選される監事がM系の場合は全M系代議員から就任期間が連続2期を越える改選理事および監事を除いたもの、改選される監事がE系の場合は全E系代議員から就任期間が連続2期を越える改選理事および監事を除いたものとし、改選される監事がM系とE系を区別しない手続により推薦された場合は全代議員から就任期間が連続2期を越える改選理事および監事を除いたものとする。

第11条 代議員は前条の監事候補対象者名簿毎に1名を無記名投票する。

第12条 推薦委員会は、監事候補の対象者名簿毎に監事候補の対象者を得票数の順に配列し、上位の1名を新監事候補者として推薦する。

2 前項において同点者がある場合は、入会承認順（再入会の場合は、再入会時）に新監事候補者として推薦する。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

3 第1項において上位1名が同一者である場合、M系とE系を区別しない手続により推薦される監事の被選挙権者の次点者を新監事候補者として推薦する。

第13条 理事と監事の両方に候補者として推薦された者については、推薦委員会が本人の希望を聴取し、どちらか一方の候補者名簿に記載し、欠員の生じた場合は次点者をもって充てる。

2 前項により監事に欠員が生じた場合はその監事が推薦された被選挙者名簿に基づき次点者をもって充てる。

第14条 推薦委員会は投票結果に基づいて理事および監事の候補者名簿および次点者名簿を作成して理事会および総会に報告する。

第15条 理事および監事候補者の推薦は、毎年1月ないし2月に実施する。